

財務会計システム更新業務等 一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

平成28年4月22日

本説明書は、財務会計システム更新業務等に伴う一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

1. 入札に付する事項

本入札は、以下の（１）、（２）及び（３）の３業務を合わせたものであり、契約については３業務を個別に締結するものである。

入札方式は、総合評価落札方式による一般競争入札とし、競争入札の参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。

なお、本入札にあたっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。また、本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

（１）財務会計システム更新業務（以下「業務①」という。）

- ①契約予定日 平成２８年６月
- ②履行期間 契約の締結日から平成３０年９月３０日まで
- ③業務内容 仕様書（資料１）及び機能確認書（資料４）に示す機能を備えた財務会計システム（以下「本システム」という。）を稼働させるための一切の作業、ハードウェア、ソフトウェア等の調達に関する事。
- ④履行場所 箕面市西小路四丁目６番１号 箕面市会計室
- ⑤参考価格 115,685,366円
(消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。)

（２）財務会計システムサービス提供業務（以下「業務②」という。）

- ①契約予定日 平成２８年６月
- ②履行期間 平成２８年１０月１日から平成３８年９月３０日まで
- ③業務内容 仕様書（資料１）及び機能確認書（資料４）に示す機能を備えた本システムに係るサービスの提供業務に関する事。
- ④履行場所 箕面市西小路四丁目６番１号 箕面市役所
- ⑤参考価格 90,991,812円（消費税等を除く。)

（３）データ移行業務（以下「業務③」という。）

- ①契約予定日 平成３７年６月
- ②業務内容 本システムの本稼働から１０年後に予定しているシステムの再更新時に、落札者以外のシステムを利用することとなった場合に、本システムからデータを抽出し、再更新後のシステムに利用できるデータにする業務に関する事。
※本システムの本稼働日は、平成２８年１０月１日
- ③履行場所 箕面市西小路四丁目６番１号 箕面市役所
- ④本市積算価格 10,000,000円（消費税等を除く。)
- ⑤停止条件 本入札の落札者が、１０年後の本システムの再更新において契約の相手方となった場合は、当該経費は支払わないものとする。

(4) 予定価格

予定価格は、業務①、業務②の参考価格の総額とする。また、その内訳は業務①、業務②の各参考価格をそれぞれ超えない額とする。

2. 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

条件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本入札の公告日から入札日までの間において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (7) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- (8) 機能確認書対応調査表（様式18）で非対応が5件を超えないこと。
- (9) 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。

3. 入札事務の担当部署

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階 TEL:072-724-6714）

4. 入札資料の配布

(1) 資料及び質問

入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が取得するものとする。また、

入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書（様式20）で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

（2）帳票サンプル

帳票目録（資料5）に記載する帳票は、印刷物で配布するので、次により受け取ること。

- ①配布場所 箕面市会計室（箕面市役所本館1階 TEL:072-724-6754）
- ②配布日時 平成28年4月22日（金）～4月28日（木）（土、日を除く。）
午前8時45分から午後5時15分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

5. 入札の方法

（1）入札に当たり提出する書類（以下「入札書等」という。）

①入札書（様式1）

業務①、業務②に係る入札価格（消費税等を除く。）を合計額で記載の上、記名・押印して提出すること。

②受託業務内訳書（様式2）

入札価格の内訳（消費税等を除く。）を記載の上、記名・押印して提出すること。

③再更新時データ移行費用見積書（様式3）

業務③にかかる見積経費（消費税等を除く。）を記載の上、記名・押印して提出すること。

④提案書（様式4～19）

必要な事項を記載の上、記名・押印して提出すること。

（2）提出場所

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階 TEL:072-724-6714）

（3）提出日時

平成28年5月20日（金）午前10時から正午まで

（4）提出方法

①入札書、受託業務内訳書、再更新時データ移行費用見積書

- ・提出部数1部
- ・封筒に事業者名及び件名「財務会計システム更新業務等入札書」を記載し、封緘すること。

②提案書

- ・提出部数11部（正本1部、副本10部）

（5）注意事項

- ①入札書には、業務①、業務②の合計額を記載し、再更新時のデータ移行経費を含めないこと。
- ②記名・押印は、法務局に登録されたものを使用しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した委任状を提出し、当該受任者が入札した場合は、こ

の限りではない。また、箕面市契約規則に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている受任者は、当該受任者の名称及び印鑑で入札することができる。

- ③提出書類は、書き換え、差し替え又は撤回することができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りでない。
 - ④提出書類について、記載内容の聞き取り、証明書類の提出を求めることがあり、これに応じないときは、入札を無効にする。
 - ⑤入札書等の作成費用は、入札者の負担とする。
- (6) 開札の立会を希望する場合は、申し出ること。

開札日時 平成28年5月20日（金）午後1時

開札場所 箕面市役所別館6階 入札室

- ①開札立会参加申込書（様式21）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。
- ②申込期限 平成28年5月19日（木）正午まで（必着）
- ③送信先メールアドレス suitou@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は「開札立会参加申込書（事業者名）」とし、宛先担当部署は箕面市会計室とする。

6. 質問書に関する事項

- (1) 公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式20）に必要事項を記載の上、メールで送信すること。
 - ①提出期限 平成28年4月28日（木）正午まで
 - ②送信先アドレス suitou@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は、「財務会計システム更新業務委託等入札質問書(事業者名)」とし、宛先担当部署は、箕面市会計室とする。
- (2) 質問及び回答は、市ホームページに随時掲載する。

7. 提案書記載内容の聞き取り

- (1) 提案書記載内容について聞き取り（ヒアリング）を行う。
- (2) 聞き取り日時：平成28年5月23日（月）～5月25日（水）
- (3) 聞き取り場所：箕面市役所 会議室
※日程は別途調整する。

8. 落札候補者の決定方法

- (1) 入札者の評価は、別紙「価格に関する評価点の算出方法」（資料2）及び別紙「価格以外の評価項目一覧」（資料3）に基づき点数化する。
- (2) 価格に関する評価の点数（配点100点）、価格以外の項目に関する評価の点数（配点200点）の合計（以下「総合評価値」という。）により落札候補者を決定する。
- (3) 特定提案等については、次の観点からの提案を評価する。
 - ・貴社のシステムを導入するメリット

- ・コスト削減
 - ・業務効率化
 - ・職員省略化
 - ・財務書類作成支援
- (4) 「入札書」に記載された入札金額が予定価格以下であり、かつ、「受託業務内訳書」に記載された業務ごとの見積金額の内訳が業務①と業務②のそれぞれの参考価格以下であり、「再更新時データ移行費用見積書」に記載された見積価格が本市積算価格以下である者のうち、総合評価値が最も高い入札者を落札候補者とし、総合評価値が2番目に高い入札者を補欠の候補者とする。

9. 落札者の決定方法

- (1) 市は、落札候補者に競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (2) 落札候補者は、市が指定する期日までに次のとおり申請書等を提出しなければならない。ただし、有資格者名簿に登録されている者は、②の書類は提出不要とする。
- ①競争入札参加資格確認申請書(様式22)
- ②競争入札参加資格の確認に必要な資料(様式23)
- i 登記簿謄本(法人)
 - ii 印鑑証明書 ※写し不可
 - iii 法人税・所得税・消費税等の納税証明書
 - iv 事業税の納税証明書
 - v 市町村民税の納税証明書
 - vi 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
 - vii 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
 - viii 業者カード・契約実績一覧表
 - ix 電算入力票
 - x 委任状 ※支店等が契約先となる場合
- (3) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申請書等の提出がないときは、落札候補者の決定を取り消すものとする。
- (5) 入札参加資格の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、補欠の候補者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (6) 落札者の決定は、平成28年6月上旬を目途として、当該落札者に通知するとともに、市ホームページに掲載する。
- (7) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を加算した額とする(今回契約する案件は、業務①、業務②のみ)。

10. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。ただし、履行保証保険による保証をつけなければならない。この場合における保証金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。

11. 入札の無効等

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
 - ①入札参加資格がない者のした入札
 - ②入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
 - ③入札金額を改ざん又は訂正をした入札
 - ④記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
 - ⑤本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - ⑥本入札において、入札者又はその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
 - ⑦指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
 - ⑧入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - ⑨委任状の提出のない代理人のした入札
 - ⑩予定価格の内訳である業務①、業務②の各参考価格及び業務③の本市積算価格を超過した金額を記載した入札
 - ⑪入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
 - ⑫入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
 - ⑬申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
 - ⑭申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のために指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
 - ⑮前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札
- (2) 本入札において事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるとき及びその他必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることがある。

12. 契約書作成の要否

- (1) 契約書は、市の指定する様式とする。
- (2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

13. 長期継続契約

本入札に付する業務のうち、業務②については、箕面市長期継続契約に関する条例(平成21年箕面市条例第44号)に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約期間は、本

システムの本稼働日(平成28年10月1日)から平成38年9月30日までとするが、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合等は、契約を変更又は解除することがある。

14. その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 落札者、入札者の名称及び評価点は、市ホームページで公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 業務②について、以下の重要障害が発生した場合は、契約を解除することがある。
この場合において、受託者は、違約金、損害賠償金その他の費用(完了した業務に係る経費を除く。)を請求することができないものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由による重要障害に起因して本市が損害を被った場合、本市は、受託者に対し、契約金額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとする。
＜重要障害＞※受託者の責めに帰すべき事由による障害に限る。
 - ①本システムオンラインが30分以上停止した場合
 - ②市民、外部の機関に影響を及ぼした場合
 - ③外部システムとのデータ連携が正常に実施できなかった場合
- (5) 業務③については、本入札において提案された再更新時データ移行費用見積書に記載する見積金額を上限として、仕様書(資料1)に基づき本稼働から10年後に契約締結を行うものとする。ただし、本入札の落札者が再更新時においてシステム更新の契約の相手方となり、当該費用を支払わない場合、並びに歳出予算の減額・削除又は仕様の変更等で減額の協議が生じた場合においても異議申立てができないものとする。